

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」 の取組状況等について(令和元年度)

【案】

滋 賀 県

(令和2年10月)

目 次

はじめに	・・・	2
1 相談対応について		
(1) 条例における相談対象	・・・	3
(2) 相談体制と助言・あっせんの仕組み	・・・	4
(3) 障害者差別解消相談員	・・・	4
(4) 地域アドボケーター（地域相談支援員）	・・・	5
2 相談実績		
(1) 令和元年度相談概要について	・・・	5
(2) 相談件数等のクロス表	・・・	8
(3) 相談事例	・・・	9
(4) 相談活動のまとめ	・・・	15
(5) 障害者差別解消相談事例検討会議について	・・・	15
3 その他の活動状況		
(1) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会の開催	・・・	18
(2) 地域アドボケーター研修会の開催	・・・	18
(3) 地域アドボケーター・市町情報交換会の開催	・・・	18
(4) 普及・啓発活動	・・・	20
4 課題に対する今後の取組		
(1) 事業者・県民への普及・啓発について	・・・	22
(2) 関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について	・・・	22
(3) 最後に	・・・	23
参考資料		
(1) 条例における分野別規定		
(2) 滋賀県障害者差別のない共生づくり委員名簿		
(3) 地域アドボケーター名簿		

はじめに

1948年に採択された世界人権宣言の第1条には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と規定されています。これは人類共通の普遍的価値となっています。

滋賀では、障害の有無にかかわらず、一人ひとりが基本的人権を享有し、人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指し、多くの努力が重ねられてきました。

滋賀の先人は、福祉の実践の中で障害者の放つ命の光に社会を変えていく力があることを見だし、「この子らを世の光に」の言葉に代表される福祉の思想を遺しました。

一方で、滋賀ではかつて深刻な障害者虐待事案が発生し、その教訓を踏まえ障害者の権利利益の擁護に取り組んできましたが、依然として毎日の生活を送る上で支障となる様々なバリア（ここでは「社会的障壁」といいます。）があることによって、障害のある人が、地域で安心して生活することや、社会活動に参加することが十分にできていない状況があります。

全ての県民が、安心していきいきと暮らせる地域社会をつくるためには、私たち一人ひとりが、それぞれの立場で、協力し合い、こうした様々なバリアをなくしていく配慮や工夫をするなどの取組を進めていく必要があります。

こうした中、県では、改めて障害を理由とする差別の解消を誓うとともに、共に生きる社会をつくっていくための取組を力強く推進することを目的に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」（以下、「条例」といいます。）を平成31年4月に一部施行、同年の令和元年10月に全面施行しました。

この報告書は、条例施行後の取組状況や、障害者差別に関する相談・解決の体制を整備した令和元年10月から翌年3月までの相談対応の状況等を取りまとめたものです。

条例の基本理念に定める「当事者間の建設的な対話による相互理解」により、差別を解消するためには、どのような行為が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような対応が必要なのか、県民の皆さんが共通した認識を持つことが必要です。そのために差別や合理的配慮の事例を記録し、分析・公表することは非常に重要であると考えます。

この報告書が、県民の皆さんに条例の取組状況を広く知っていただくとともに、共生社会の実現のために何をすればよいかを考え、行動していただくきっかけになればと思っています。

1 相談対応について

(1) 条例における相談対象

この条例では、県内で発生した次に掲げる相談を相談活動の対象としています。

① 障害を理由とする差別（不当な差別的取扱い）

条例では、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることを禁止しています。

行政機関	禁 止	
事業者		
個人		※障害者差別解消法では対象外

【差別に該当する可能性のある事例】

- ・アパートを借りるときに障害があることを伝えると、それを理由に貸してくれなかった。
- ・盲導犬と一緒に飲食店に入ろうとしたら、入店を断られた。
- ・障害がある人は保護者や介助者が一緒にないと窓口対応しないといわれた。
- ・本人を無視して保護者や介助者だけに話しかけた。

② 合理的配慮に関すること

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、負担が重くない範囲で配慮を行うことです。

行政機関	義 務	
事業者		※障害者差別解消法では「努力義務」
個人		※障害者差別解消法では対象外

【合理的配慮の例】

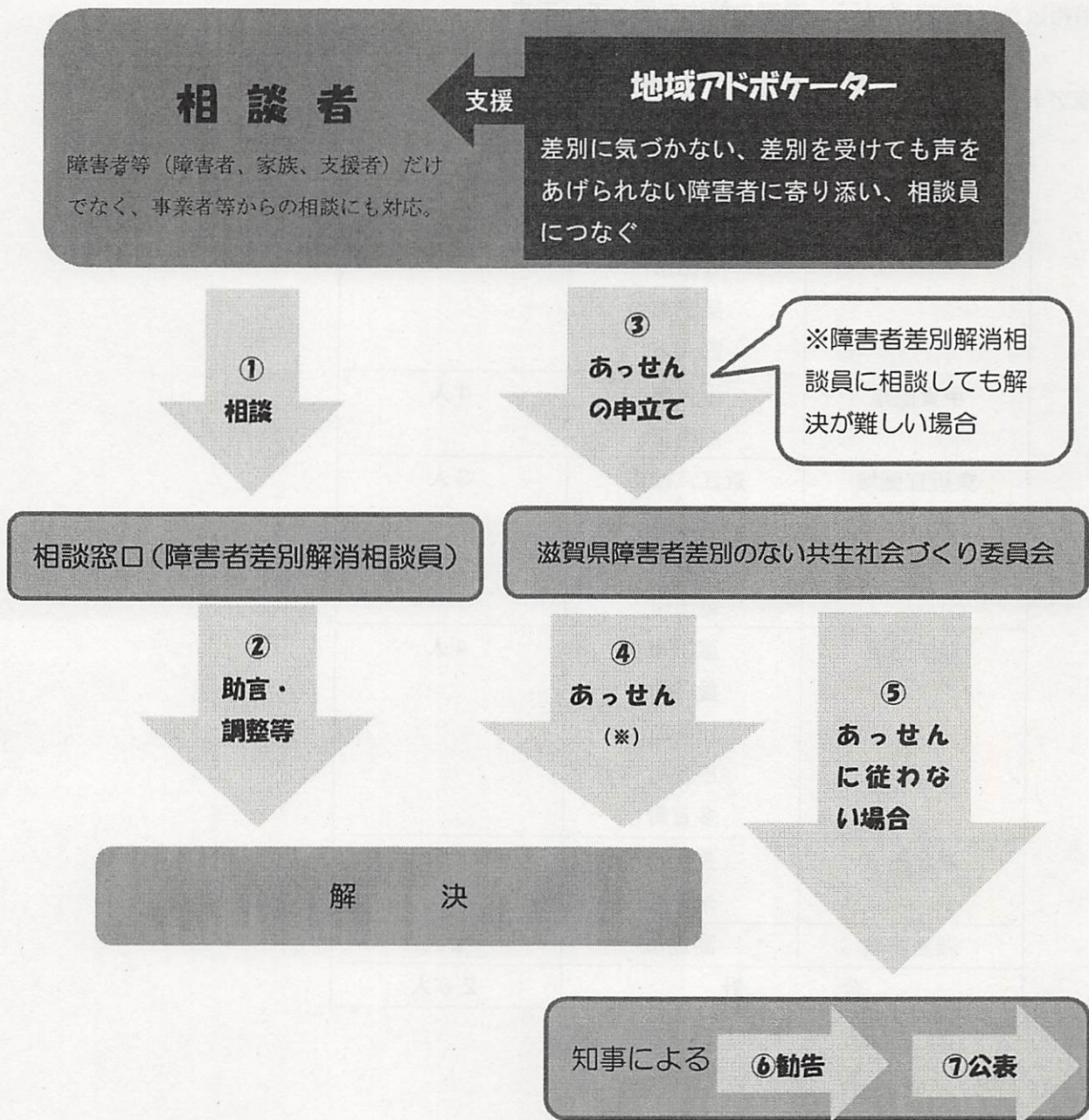
- ・窓口で聴覚障害のある人からの申出に応じて、手話や筆談で対応した。
- ・駅で視覚障害のある人からの申出に応じて券売機の操作を手伝った。
- ・申出に応じて資料にフリガナをつけたり、わかりやすい表現で説明した。
※申出がなくとも事前的な対応を心掛けることも重要です
- ・「人の多い待合室は周囲が気になって落ち着かず、順番を待つのが難しい」との申し出に応じて、別のスペースを確保した。

③ その他

- ・不適切な行為に関すること
- ・不快・不満に関すること
- ・環境の整備に関すること
- ・意見・要望等
- ・問合せ
- ・その他

(2) 相談体制と助言・あっせんの仕組み

相談・解決の仕組み



※あっせん

相談者と事業者等の間に第三者（滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会）が入って、双方の主張を確かめ、事案が解決されるように努める話し合いの手続きのことです。

(3) 障害者差別解消相談員

条例に基づき、差別を受けたり、合理的な配慮がなされなかったなどの相談に応じ、必要な助言や調査、調整などを行うため、差別解消に関する専門性をもって中立の立場で相談に応じる障害者差別解消相談員を滋賀県健康医療福祉部障害福祉課共生推進係に2名配置しています。（令和元年10月1日）障害者差別解消相談員は、障害福祉課共生推進係に設置した専用の電話やメールで相談を受け付け、事案の解決に努めています。

(4) 地域アドボケーター（地域相談支援員）

地域アドボケーター（条例上の名称は「地域相談支援員」）は、自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁することなどにより、障害者の権利を擁護し、障害者差別解消相談員につなぐ役割を担っていただける方26名（令和2年3月31日時点）に就任いただき、障害者差別解消相談員と連携しながら、事案の解決を図っています。

<地域アドボケーターの地域別人数>

圏 域 名	市 町	合 計
大津圏域	大津市	6人
湖南圏域	草津市 守山市 栗東市 野洲市	3人
甲賀圏域	甲賀市 湖南市	4人
東近江圏域	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町	3人
湖東圏域	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	4人
湖北圏域	長浜市 米原市	4人
湖西圏域	高島市	2人
合 計		26人

2 相談実績

(1) 令和元年度（10月1日から3月31日まで）相談概要について

条例に基づき、相談体制を整備した令和元年10月1日以降、障害者差別解消相談員に寄せられた相談件数は、合計58件あり、うち55件について相談対応を終了しています。（なお、平成31年4月から令和元年9月に受け付けた相談は27件でした。）

ここでは、その58件の概要を紹介します。

	新規受付	前年度から継続	次年度へ継続	終結
令和元年度	58		3	55

【参考：H30=44件、H29=46件、H28=43件 ※市町、県教委、県警含む全県の相談件数】

ア 相談内容の類計

○類型の定義

類 型	定 義
①差別(不当な差別的取扱い)	障害を理由とする差別に該当するもの、または該当するおそれのあるもの(障害者差別解消法での「不当な差別的取扱い」に相当)。
②合理的配慮の不提供	合理的配慮の不提供に該当するもの、または該当するおそれのあるもの。
その他	
③不適切な行為	障害者差別解消法で言う①差別や②合理的配慮の不提供には該当しない(おそれも含む)が、差別的・不適切な行為があったと思われるもの。
④不快・不満	差別的・不適切な行為があったことを確認できないが、相談者が差別的と捉え、不快・不満があったもの。ただし、年金や給付金等他制度への不満・苦情を要因とするものは除く。
⑤環境の整備	施設の構造の改善および設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に関するもの。
⑥意見・要望等	年金や給付金等他制度への不満・苦情を要因とするものや、差別以外の相談、意見、要望に類するもの。
⑦問合せ	法や条例、制度等の内容に関する問合せ。
⑧その他	上記に分類できないもの。

○類型別相談件数 ※分野は条例第2条に規定する分野(24頁参照)

分野	①差別	②合理的 配慮の不 提供	その他						合計
			③不適切 な行為	④不快・ 不満	⑤環境の 整備	⑥意見・ 要望等	⑦問合せ	⑧その他	
ア 教育	1	1							2
イ 労働	1	1				3			5
ウ 商品	1		1	2					4
エ 福祉						1	1		2
オ 障害	2	1		1		2	3		9
カ 医療	3			4		1			8
キ 建物	1	6				4			11
ク 不動産	1								1
ケ 地域	2			1					3
コ 情報		1				1			2
カ 意思	1					1			2
シ その他	2		1	1		3	2		9
合計	15	10	2	9	0	16	6	0	58件
			33						

イ 発生地の圏域別

圏域名	件数
大津圏域	12
湖南圏域	8
甲賀圏域	3
東近江圏域	1
湖東圏域	4
湖北圏域	6
湖西圏域	4
その他・不明	18
県外	2
合計	58件

ウ 相談者等の障害種別

障害種別	件数
肢体不自由	19
視覚障害	4
聴覚障害	2
内部障害	2
知的障害	6
精神障害	17
発達障害	4
難病	0
その他・不明	11
合計	65件

※複数の障害種別に該当する場合があるため、合計は相談件数と一致していません。

エ 相談者の属性

相談者	件数
本人・当事者団体	31
家族	2
地域アドボケート	11
支援者	2
関係者	4
事業者	3
市町行政	5
その他	0
合計	58件

(2) 相談件数等のクロス表

ア 障害種別と相談者

	本人等	家族	アドボ ケー ター	支援者	事業者	市町行政	関係者	総計
肢体不自由	10		3			3	3	19
視覚障害	4							4
聴覚障害			1			1		2
内部障害	1		1					2
知的障害	2	1		2			1	6
精神障害	13		2		1	1		17
発達障害	1		2				1	4
難病等								0
不明・その他	6	1	2		2			11
総計	37	2	11	2	3	5	5	65件

※複数の障害種別に該当する場合があるため、合計は相談件数と一致していません。

イ 相談分野と障害種別

	肢体不 自由	視覚 障害	聴覚 障害	内部 障害	知的 障害	精神 障害	発達 障害	難病等	不明・ その他	総計
ア 教育		1					1			2
イ 労働	1	1		1					3	6
ウ 商品	2	1				1				4
エ 福祉	1						1			2
オ 障害	3				1	3	1		3	11
カ 医療	1		1	1		5			1	9
キ 建物	7	1				2			1	11
ク 不動産					1		1			2
ケ 地域			1		1	1				3
コ 情報	1	1								2
カ 意思	1								1	2
シ その他	2				3	5			1	11
合計	19	4	2	2	6	17	4	0	11	65件

※複数の障害種別に該当する場合があるため、合計は相談件数と一致していません。

(3) 相談事例

ここでは、令和元年度に障害者差別解消相談員（以下、県相談員という）にどのような相談が寄せられ、どのように対応をしたかを分野別に紹介します。

ア 教育分野【差別（不当な差別的取扱い）】

教育分野では、不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供の相談がそれぞれ1件ずつありました。障害のある子どもの支援を行う教育関係機関には、障害への理解と丁寧な対応がより一層求められます。

事例①	教師が発達障害の疑いがある生徒に対して人権を無視した発言をしているという相談
相談者	発達障害の疑いのある生徒の保護者
相談内容	生徒の保護者懇談会の際、学年主任から「発達障害の資料を読んでおくように」と言われ、担任教師から「あなたの息子は発達障害があり特別支援学校へ転校しては」と言われた。この発言や対応は、障害者差別ではないか。
対応	教育委員会へ情報提供を行い、保護者の相談内容について、以前から対応している事例であることが判明した。当該生徒は生徒指導上課題があり、対応に苦慮していたが、学校や市、教育委員会での対応は終結しているとされていた。保護者は納得されておらず様々な機関に相談をされていることが判明。保護者の思いを聴き取ることに徹した。

事例①では、障害を理由とした取扱いに係る相談でしたが、すでに教育委員会側で対応が終結されていることが分かりました。県相談員として保護者の思いを丁寧に聴き取り、教育委員会側にも保護者の思いを伝えながら、傾聴することで保護者の思いを受け止めることとしました。

イ 労働・雇用分野【合理的配慮の不提供】

労働・雇用分野では、障害に対する理解と配慮がないという相談が複数ありました。障害のある人と働く上で、一人ひとりに合った配慮をすることが必要です。また、障害のある人が1人で問題を抱え込んでしまわないよう、組織内での相談体制の整備や日頃からコミュニケーションを取っておくことが重要です。

事例②	事務補助として障害者雇用で勤務していたが、雇用率達成のみを意識した雇用になっていないか。同僚から業務上の嫌がらせを受け退職に追い込まれたという相談
相談者	身体障害（視覚障害）のある本人
相談内容	事務補助として雇用されたが、同僚の職員から挨拶もなく無視される、仕事をくれない、手の不自由さがあり仕事のミスをするると叱責される等嫌がらせを受けている。その上司からも嫌がらせを受け退職することにしたが、管理職からの謝罪もなく、今後の改善に向けた対応をしてほしい。
対応	相談者の思いを傾聴した上で、所管部局へ情報提供をし、今後の丁寧な対応を依頼した。当該部局経由で当該職場へ確認したところ、相談者の在職中において、そのような事実は確認されていないとのことであったが、つらい思いをされていた可能性もあるため、改善を検討したいとの回答があった。その後当該職場では、年に数度、面談し十分な相談をした上で業務の分担を行うなど、改善の報告があった。

事例②では、障害者雇用の職員が業務上の配慮を受けたいが対応してもらえないという相談でした。相談者の思いを聴き取り、適切な部署につないだことで、職場における合理的配慮の提供について理解を深めていただくことができました。

ウ 商品の販売またはサービス提供分野【差別（不当な差別的取扱い）】

商品の販売またはサービス提供分野では、障害を理由にサービスの提供を断られたという相談や障害のある人が依頼した方法で対応してもらえなかったという相談がありました。事業者側には、障害のある人の思いを聞いていただき、できる範囲での対応を考えていただくことが必要です。

事例③	いつも利用している入浴施設において、突然、杖にカバーを装着するよう求められ、不快に感じた。同じことが起こらないよう行政から指導してほしいという相談
相談者	市町の障害福祉担当職員
相談内容	いつも利用している入浴施設で、以前は求められていなかった杖にカバーを装着するよう言われた。県内の他の施設では言われたことがない。入浴施設を利用する際は杖を拭いて清潔にしているのに、カバーの装着を求めるのはおかしいのではないかと。
対応	県相談員が入浴施設を訪問し、相談者の内容について状況を確認した。他の利用者から「杖が不潔ではないか」と言われ、カバーの装着を求めたとのこと。今後、同様の申し出があった時には、入浴前に、杖は拭いており清潔であることを説明すると話されていた。相談の当事者は県の事実確認などの動きに感謝されていた。

事例③は、身体障害のある人が、杖が汚れていることを理由に利用を制限されたという相談です。

相談者の思いを受け止め、すぐに施設への事実確認を行いました。相談者の気持ちを受け止め、他の利用者への理解も得られるよう、施設が前向きに検討され、さらに障害者を受け入れるうえでの配慮について理解を深めていただくことができました。

オ 障害福祉分野【差別（不当な差別的取扱い）】

障害福祉分野では、施設建設に関する反対や、希望するサービスが受けられない、施設職員の対応に配慮がないといった相談がありました。障害のある人の生活に関わりの深い福祉関係事業所に関する相談に対しては、適切な支援やサービスが受けられるよう、関係機関と連携しながら取り組んでいく必要があります。

事例④	障害者のGH建設に反対する住民がいるが、障害者差別解消法や条例を根拠にしてどのように対応すべきかという相談
相談者	事業者
相談内容	ある市で障害者支援区分5と6の認定を受けている方を対象としたGHの建設を考えているが、地元の方から建設反対の声があがっている。差別と考えるが、法や条例では罰則規定もない中で、どのように対応すればよいか。
対応	法や条例における、障害者差別（不当な差別的取扱い）の考え方や、義務付けについて説明。時間はかかるが、法的な根拠を示し、理解を求めていくよう説明をした。特に、条例では個人についても差別の禁止を義務付けていることから、理解を求めていくことが必要と話した。

事例④では、相談者が条例を根拠に話し合いを進めていきたい意向であることを踏まえ、条例の説明を丁寧に行い、更に差別解消の啓発に取り組む姿勢を強調した結果、まずは相談者が自ら対応する姿勢を示されました。

カ 医療分野【差別（不当な差別的取扱い）】

医療分野では、医療関係機関での従事者に不適切な対応や発言をされたといった相談などがありました。障害のある人が安心して医療が受けられるよう、医療関係機関に対して、引き続き啓発活動を行っていきます。

事例⑤	薬局で処方箋を出したが、薬の調合の順番を後回しにされたという相談
相談者	京都府広域専門相談員
相談内容	京都府在住の精神障害のある相談者が県内の薬局で薬の調合を待っていたところ、順番を後回しにされた。また、薬剤師が相談者の個人情報と話していたり、父親と連絡を取っているようだが止めてほしい。
対応	薬局に事実確認をした上で、話し合いを行った。施設の構造や調合の方法等について確認を行った結果、相談者の訴えに相当する事実は確認できなかった。

事例⑤では、薬局と話し合いをすることで、調合の手順や職員体制について確認することができ、相談者が感じた内容については想定できないと判断しました。直接、現場へ事実確認に行くことで、環境の確認のほか、障害のある方への配慮など啓発することができました。

また、条例を整備している近畿府県の相談員による研修会を定期的実施し、相談員同士の顔の見える関係を構築することで、府県をまたがる当該事例においても迅速な対応を図ることができました。

キ 建物・公共交通分野【合理的配慮の不提供】

建物・公共交通分野では、バス、タクシーなどの公共交通機関の利用に係る相談や、職員の対応に関する相談が多くありました。日々の移動手段である公共交通機関に関わる職員には、障害特性に応じた丁寧な対応が求められています。

また、事業者には、障害のある人から社会的障壁（バリア）をなくすための配慮を求められた場合、過重な負担でない範囲での合理的配慮の提供が求められています。

事例⑥	無人駅で下車する必要があるが、事前に鉄道事業者へ連絡をしたところ、当日の人手不足を理由の一つ手前の有人駅を利用するよう言われたという相談
相談者	市町の障害福祉担当職員
相談内容	講演会の講師が電動車いす利用者であり、事前に鉄道事業者へ会場最寄りの駅で降車するよう予約をしたところ、当該駅は無人駅で対応できないため、一つ手前の駅で下車するように言われた。人手が足りないことを理由に本人が希望する駅で降車が認められないのは、合理的配慮の不提供で障害者差別ではないか。
対応	県庁内の公共交通担当課へ連絡。その後、鉄道事業者が設置している「お客様のサポートダイヤル」に問い合わせたところ、通常、無人駅での乗降を希望された場合、近くの有人駅の駅員が対応しているとの回答。県条例について説明の上、今後の対応方針を再確認したいと申し入れた。後日、鉄道事業者から人員調整を行い希望の駅で乗降可能とすると回答あり。今後も、希望があれば可能な限り組織として人員調整をして対応すると回答が得られた。

事例⑥では、県と市町職員が鉄道事業者へ合理的配慮の提供を求め、前向きな回答を得ることができました。今後も、無人駅が増加していく傾向がある中で、合理的配慮の考え方や対応方法について説明・提案し、障害のある人の移動に関して配慮される可能性を広げていきたいと考えます。

ク 不動産取引分野【差別（不当な差別的取扱い）】

不動産取引分野では、障害を理由として物件の賃貸契約を断られたなどの相談がありました。障害のある人たちが、正当な理由なく、不利益な取扱いを受けることがないように、条例の周知・障害への理解促進を図っていく必要があります。

事例⑦	借家の賃貸契約において知的障害と発達障害のある利用者の入居拒否があったという相談
相談者	知的障害と発達障害がある障害者の家族
相談内容	借家の賃貸契約の申込みをしようとしたところ、3～4件の物件を紹介してもらったが、大家に確認してもらうと、ことごとく契約を拒まれた。不動産業者は大家の意見を尊重せざるを得ない。「障害を理由としてではなく収入面での不安がある」などと言われるが、条例ではどのように対応してもらえるのか。
対応	今回の件について、障害のある人が住まいを探す場合に相談できる「しが入居支援センター」へ県から相談。当該事業者は「要配慮者支援店」であり、障害のある人への理解もある店舗であることが分かる。 また、県担当課とも情報を共有したところ、要配慮者（障害・認知症・高齢者等）への理解が深まるよう啓発をしており、当該事業者を確認したところ、他の物件を紹介するなど丁寧な対応がなされていた。ただ、今回のように大家が契約を拒むことが直ちに宅建業法等の違反とまではいかないという意見も得た。 県の対応経過を相談者に伝えたところ、相談支援専門員の知り合いの大家に貸してもらうことができたという報告を受けた。

事例⑦は、外見上はわからないが、知的障害と発達障害がある方が一人暮らしをするため、その家族が不動産業者を通じて物件を探そうとしたが、大家から拒否されたという相談でした。

事実確認をしたところ、当該事業者は「要配慮者支援店」として登録され、理解もあり丁寧な対応をされていることが分かりましたが、結果的には時間の関係もあり、支援者を通じて物件を見つけておられました。県担当課も不動産業者と福祉事業者との相互理解が必要と認識しており、これを機に連携しながら、大家等へ条例の理念や合理的配慮の提供についての理解を深めていただく啓発に取り組めます。

ケ 地域活動分野【差別（不当な差別的取扱い）】

地域活動分野では、GHの所在地である地元自治会から、町内の役員を引き受けてほしい。できなければ自治会ルールにより2倍の自治会費を払ってほしいなどと要求をされたという相談がありました。

障害のある人がグループホームのある地域で安心して暮らすことが出来るよう、地元自治会や近隣住民等に対して、引き続き啓発活動を行っていきます。

事例⑧	自治会の役員を引き受けないのであれば自治会費を倍額払って欲しいと言われたという相談
相談者	グループホーム（GH）運営事業者
相談内容	知的障害のある入所者が多いGHを運営し、従前から施設として地元自治会へ協力できることを続けてきた。例えば、草むしりや清掃、子ども110番など。しかし、次年度の役員選出において、住民の高齢化により役員の担い手がなく、GHの入居者も役員をやってほしい。無理なら、自治会費を近隣のスーパーと同様に2倍の額を払うよう言われたが、この件は法や条例に定める差別にあたるのではないか。施設として自治会役員へ説明をしたいと考えるがこの考え方で間違っていないか確認したい。

対応	相談者の地元自治会の対応に対する考え方を、条例に照らして再度確認した。従来から可能な事柄については自治会に協力されており、高齢化による役員不足は別の問題である。また、営利目的であるスーパーと同様の取扱いをGHに求めるのは配慮に欠けると判断し、相談者の考え方を支持した。後日、相談者が自治会の役員会で条例等の内容について説明をされ、理解を得られたと報告があった。
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事例⑧では、地元自治会と話し合いをすることで、条例が目指す共生社会を実現するため、障害を理由とする差別の禁止や合理的配慮の提供についての考え方を説明されました。相談者は条例の検討等にも参画いただいた方でその内容について精通されており、自らの経験をもとに同じ市民の立場で自治会へ説明されたので、理解を得られたのではないかと思います。今後も多くの市民の方に差別事例がある毎に同じことが起こらないよう気付く機会を啓発の場として活かしていきます。

コ 情報の提供分野【合理的配慮の不提供】

情報の提供分野では、合理的配慮の提供は「過度の負担のない範囲で」となっているが、どこまで対応すべきかという相談がありました。視覚や聴覚に障害のある人から問合せを受けた場合等は、資料の読み上げや、手話通訳や筆談などで対応することが求められます。

事例⑨	会議等で使用する資料を継続的に郵送してほしいと、県民から相談があったが、合理的配慮の提供としてどこまですべきなのかという相談
相談者	県職員
相談内容	肢体不自由があり、インターネットによる閲覧や会議への傍聴などに行けないため、資料などを毎回送ってほしいと県民から問い合わせがあり、個々の内容により郵送等をしているが、どこまで対応する必要があるのか教えてほしい。
対応	資料の内容や、インターネットで広報しているもの等について確認し、毎回、全ての資料を送ったとしても全てに目を通すとは思われない分量であることを確認。例えば、資料の一覧を作成するなどして、必要な資料のみを郵送するなど、相手と話し合いを重ねて、お互いが折り合えるところで対応すべきと説明。

事例⑨では、障害のある方からの情報提供の依頼についてどこまで応じるべきかという相談でした。

県の情報提供の担当部署と現状把握や調整を行い、改めて合理的配慮の提供義務について確認するとともに、今後障害のある人から依頼や問合せがあれば丁寧に対応していく体制を考える問題提起となり、各部署で充実していくことが必要となります。

シ その他

アからサの11分野以外の相談を「その他」の分野として分類しています。さらに、「その他」を細分化した中でも障害のある人やその家族が「不快や不満」と感じた内容が9件あり、そのうち医療分野に関するものが4件ありました。また、「その他相談」とした内容は16件あり、そのうち労働・雇用分野3件、建物・公共交通分野4件が主な内容でした。

不快・不満の事例 【医療分野】

事例⑩	聴覚障害のある人が、年金の再認定の手続きで診断書を提出する必要があると、医療機関を受診したところ、聴力検査で「実際は聞こえているのでは」と医師から高圧的に言われた。どうすべきかという相談。
相談者	(当事者の家族から相談を受けた) 地域アドボケーター

相談内容	診断書作成のために受診した医師から、聴力検査を実施した際に「聞こえるのではないかと」と高圧的に言われた。 それに同席していた家族が、そのようなことが診断書に記載されると、現在受けている福祉サービスが利用できなくなるのではないかと不安に思い、相談した。
対応	地域アドボケーターと市町担当職員、県相談員の3者が共同で、普段利用されている通所事業所へ行き、所長や本人と面談し、事実確認を行った。 普段の様子をよく知る所長からも障害は確かに認められるとあり、所長も当該医療機関に同伴し、医師とも話し合いをされており、結果的に、今回の診断書については従来の障害の状況と変更なしとされた。

事例⑩は、医療機関での一方的な判断により、今まで受給している福祉サービスが使えなくなるのではないかと不安から、身近な相談者である地域アドボケーターへ相談が寄せられました。このことは、障害者手帳の判定基準にかかる不安ではなく、医師の発言内容や話し方に対する不快であったと考えます。今後も、県相談員として障害のある人を支援する立場を理解し、問題の根底を見抜く力を養うことが必要であると再認識することができました。

意見・要望等の事例 【建物・公共交通分野】

事例⑪	ある鉄道事業者の身体障害者割引制度は100km以上でないと割引ができないが、他の事業者やバス会社にはそのような制限がないのにおかしい。また、バス会社により精神障害者への割引制度が違うのはおかしいのではという相談、意見。
相談者	障害のある本人
相談内容	精神障害があり、鉄道やバスを利用しているが、割引制度にそれぞれ差異があり不公平だと思う。特に身体障害者には適用され精神障害者には割引制度を設けていない事業者もあり、おかしいと思う。
対応	精神障害者の方が、身体障害者の方と比べて割引制度がない場合があるという実情は把握している。法や条例が整備されたが、こうした障害種別間の差は「差別」という定義はされていないが、心情的に不平等感を感じられることは理解をする。障害のある方がより生活しやすくなるよう施策を更に充実していくことが大事だと考えている。引き続き、共に頑張っていきたい。

事例⑪は交通機関に関する意見であり、障害の種別によりサービスに差異が生じていますが、誰もが生活しやすい社会となるよう施策の充実を求めていくことが重要であると考えます。

(4) 相談活動のまとめ

条例に基づき令和元年10月1日から相談体制を整備し、障害者差別の解消を一層推進することとしています。具体的には専門の資格を有し（保健師・社会福祉士）、相当の経験を有する者2名を障害者差別解消相談員として障害福祉課に設置し、相談対応をしています。

ア 相談体制・対応

相談窓口には、様々な障害特性や背景を持つ方から、幅広い分野や場面にかかわる相談が寄せられており、2名の相談員を中心に対応を行っています。相談員は、相談者の思いを受け止め、それぞれの相談の内容に応じた調整活動や適切な情報提供・助言を、状況に応じて丁寧に行うことを基本姿勢として相談対応にあたっています。

イ 相談対応能力の向上に向けた取組

障害者差別解消相談員には、様々な相談に適切に対応するため高い専門性が求められており、研修や日々の相談活動の検証を定期的に行い、相談対応能力を向上していくこととしています。

その一つとして、近隣府県で条例を整備している府県の相談員や担当者による合同研修会・意見交換会に参加しています。

ウ 事業者への具体的提案等

事業者との調整活動の中では、単に条例や障害者差別解消法の趣旨を周知するだけでなく、事業者に対して相談者が直面しているバリアを取り除くための具体的な提案を行うことや、障害のある人がより社会参加しやすくなるような環境整備を事業者にはたらきかけたりすることが重要となります。こうした観点からも、蓄積された相談事例をしっかりと分析し、具体的な対応の提案や、好事例を広めていくように努めていきます。

エ 県内関係機関等との調整

条例の相談窓口には、様々な分野・場面の相談が寄せられており、必要に応じて市町や県内の関係機関等と連携して対応する必要があります。相談者の中には、つらい気持ちを抱えながらも勇気を出して当窓口で相談に来られる方もおられます。相談者の気持ちに寄り添いながら、相談者の抱えておられる問題の所在を明確にし、関係機関と情報共有・連携して問題の解決のための調整を行い、場合によっては適切な機関に丁寧に引継ぎを行うこととしています。

オ 近隣府県との連携

条例では、県内で起こった事案を相談対象としていますが、県外で起こった事案について相談があった事例もありました。基本的には、相談者の了解を得て該当府県の相談窓口へ情報提供し、対応を依頼することとしています。府県ごとに相談体制が異なる場合もあります。近隣府県との意見交換会等を通じて、一層の連携強化を図るよう努めていきます。

(5) 障害者差別解消相談事例検討会議について

○事例検討会議の目的

上記(4)のとおり障害者差別解消相談員を中心に相談対応をしているところですが、以下の点について外部有識者等から専門的な意見を聴取する機会を確保する必要があることから「障害者差別解消アドバイザー」を設置し、相談事例の検証を行い、経過、対応方針、課題などを共有し、全体として相談対応力を向上させる取組を行いました。

- ①相談員および県担当者では対応困難な事例についての対応策の検討
- ②相談対応した事例を振り返り、評価を受けることで相談員等のスキル向上を図ること
- ③相談事例に関する分析評価等

○事例検討会開催結果

令和2年2月末に開催し、令和元年10月1日からそれまでに受け付けた46件の相談事例について対応経過や結果について報告し、3人のアドバイザーからそれぞれの専門的見地に立った助言をいただきました。以下、助言内容を一部抜粋して紹介します。

①主訴がはっきりしない相談に対する事実確認の判断について

主訴がはっきりしない相談への事実確認の方法として、まず傾聴をして相談者の納得感を得る。次いで事実確認をしながら適切な支援を考える。また、訴えの背景にあるものは何かを考える。主訴から発せられる課題の集積が大事。特に精神障害者への支援は保健所の保健師の協力を得ることもある。相談者の居住市町における支援のキーパーソンを探し、相談者への支援につなげる。

相談の内容は相談者の困りごとの一部であり、相談者の支援を継続して実施していくためには県だけでは対応できないことも多い。市町との連携が必要となってくる。県と市町の役割についてフローチャートを作成してはどうか。

②複数の店舗がある事業者へのアプローチについて

解決の順序として、まず事象のあった店員／店舗の改善を第一にする。できなければその上の支店、さらに本社まで上げていく。事案が発生した原因が、本社の方針によるものか、個々の店舗の問題か、店員個人の問題なのかを確認をする。支店や店舗での事例を積み上げて、本社へ伝えることも大事。

③相談機関間の役割分担について

内閣府調査では市町村において差別に関する相談件数が不明、カウントしていないと回答した割合が49%となっており、法施行後も現実的には市町が差別に関する相談窓口の機能を果たしていないケースがあるのではないかと推察される。市町が差別に関する相談対応の力量を上げるためには、県が受けた相談についても調査に同伴を求め、市町にも当事者意識を持ってもらう必要がある。また、ここまでの情報は出してほしいと明確にする。また、差別に関する相談窓口の職員に対する研修が必要ではないか。研修機会等を通じ顔の見える関係を築くことが大事である。

④障害種別間の差に関する対応について

障害者差別解消法や条例は、障害のある人とない人の間の差別を埋めるためのものであり、障害種別間の年金やバス割引の問題は、法、条例において解消する課題とはなっていない。行政機関としてのアドバイスとして適切ではないかもしれないが、拠り所にすべきは差別解消法ではなく障害者基本法などを根拠に改善を求めの方が課題解決に対してアプローチしやすいのではないかと。

⑤公共交通機関における合理的配慮の提供について

(上記事例⑥)について、無人駅での当初対応は、必要な配慮を事業者として検討しておらず、不適切な対応であり、「合理的配慮の不提供」に当たる。無人駅を理由とすることが問題ではなく、無人駅で車いす利用者等に対する配慮をしていないことが大きな問題。本来は、事前の予約なしで

も電車に乗ったら対応できるようにしていくことが望ましい。

また、人身事故等で電車が混雑しており、他の乗降客は何か電車に乗れるにも関わらず、車いす利用者についてはスペースがないという理由で電車に乗ることができず何本も電車を見送らざるを得ないケースについても、一般客を一旦下ろしてでも「車いすスペース」を確保すべきで「次の電車に乗ってください」という対応は差別に当たる可能性がある。

⑥聴覚障害者への医療機関の対応について

(上記事例⑩)について、威圧的と感じた医師の態度について事実確認すべきであり、その時偶然知りえた情報(身体障害者の等級等)は問題にすべきではない。相談者と当事者の信頼関係が崩れてしまう。

⑦温泉施設での入浴拒否事案について

施設側は、車いすの人が入浴するイメージを具体的に持っているのかどうか疑問。イメージできないため拒否しているのかもしれない。抽象的な不安、危険による拒否は、「正当な理由」に該当しない。具体的な課題をつめていき、その課題に正当性がない限り差別と判断すべき。

「公衆浴場に対するアンケート」結果は、他の入浴施設における対応の客観的な根拠となる。そのような根拠を集め、温泉施設に改善のアプローチをしてはどうか。

⑧旧優生保護法による避妊手術への対応について

旧優生保護法についてはまだまだ知らない人が多いので、講演会や出前講座などを開催し、同時に相談窓口の案内を設置し、知らない人が情報を得る機会を設けることが必要である。

⑨インターネットにおける差別的発言の削除要請について

相談において、個人を特定して誹謗中傷している訳ではないので、名誉棄損で訴えたり、削除要請を求めることはできない。インターネットにおける投稿について名誉棄損で訴える場合、当事者適格は本人にあり、本人が削除の要請をする必要がある。行政は当事者適格がなく削除要請できない。弁護士等への個人からの削除要請に関する相談も増加しており、インターネット上の投稿の削除を専門とする弁護士もいる。削除については、投稿された方の権利侵害と、表現の自由とのバランスで検討されることになる。行政から削除要請をするではあれば、他市のヘイトスピーチ条例のようにまず法令の整備が必要となる。

別のアプローチとして、当事者団体等が啓発等の逆キャンペーンをするなどの手法がある。

⑩障害を理由に物件を貸さないことについて

障害のある人へ理解があり、受け入れに協力的な大家でも、障害特性(臭いや音に過敏)により近隣住民とのトラブルが続くと消極的になるケースもある。入り口で障害を理由に入居を断る大家には障害への理解促進が必要だが、理解がある大家に対してしっかりとフォローできるように支援体制(トラブルが起きたときに解決してくれる支援員を明確にしておく等)を整えることも必要。ある政令市では、大家向けの障害者理解啓発のチラシを作成しており、HIV、精神障害、知的障害など障害種別ごとに細かくその特性等を記載し大家等への理解を求めている。他にも様々な課題に対しての理解促進のチラシを丁寧に作成している自治体もあり、参考にしてはどうか。

3 その他の活動状況

(1) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会の開催

○委員会の役割

条例第15条に基づき、関係団体等との情報共有や共生社会の実現に向けた取組を県全体で推進するために開催。障害者差別解消法第17条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」としての機能も兼ねています。

○令和元年度開催結果

令和元年11月5日に委員会を開催し、会長の選出、各構成機関における差別解消に向けた取組、条例に対する期待、必要な施策などについて審議を行いました。

なお、令和2年3月にも第2回目の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止としました。

(2) 地域アドボケーター研修会の開催

○開催の目的

地域アドボケーターとしてのスキルアップを図るとともに相互の連携を深めるため開催。

○令和元年度開催の内容について

令和元年11月5日に研修会を以下の内容で開催しました。

- ・障害者差別解消法および滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例について

講師：NPO法人DPI日本会議 副議長 尾上浩二さん

- ・地域アドボケーターとしての活動についての意見交換

→意見交換の中では、条例とともに地域アドボケーターの周知や対応マニュアルへの内容に関して質疑があり、地域アドボケーターの様々な立場や経験から今後の活動への期待と不安が出されました。

※令和2年3月にも開催を予定していましたが、コロナウイルスの関係で中止しました

○主な意見

- ・差別解消法も見直しの時期であり、相談・解決をどうするか。迷いながらやって当たり前
- ・門前払いにしない、困っていることに耳を傾ける
- ・差別をなくしたいという熱い思いをもって続けていきたい
- ・障害者の立場に立つこと、いろいろな人が生きていく社会とは何か・・・を考えながら、差別を解消していくことが大事である
- ・地域アドボケーターが整備されてもまだまだ終わりではない。差別にはいろいろな種別があり条例の勧告の仕組みは強いツールである
- ・市町の温度差もあるかもしれないが、差別を掘り起こしていくことが必要

(3) 地域アドボケーター、市町担当者情報交換会の開催

○開催の目的

令和元年10月から障害者差別解消相談員と地域アドボケーターの活動が始まりました。障害者差別の多くは地域や日常生活において生じるものであり、障害者差別解消相談員と地域アドボケーターだけで解消を図ることは困難であり、市町や関係機関とも情報を共有し、共に解決していくことが肝要です。そこで、福祉圏域ごとの情報交換会を行い、今後の連携のあり方、情報共有の方法などについて考える機会とすることを目的に開催しました。

○令和元年度開催結果等

圏域	日程	時間	場所
湖西圏域	11月12日(火)	10:00~12:00	高島保健所2F大会議室
湖北圏域	11月12日(火)	14:00~16:00	長浜保健所2F中会議室
湖東圏域	11月20日(水)	10:00~12:00	湖東合同庁舎1F1B会議室
東近江圏域	11月20日(水)	14:00~16:00	東近江保健所2F会議室
大津圏域	11月25日(月)	10:00~12:00	県庁北新館3F多目的室③
南部圏域	11月26日(火)	10:00~12:00	南部合同庁舎別館3F大会議室
甲賀圏域	11月26日(火)	14:00~16:00	甲賀合同庁舎4C会議室

※各圏域での参加者は、①各市町の障害者差別解消業務担当者、②各圏域の地域アドボケーター、③各圏域健康福祉事務所の担当者、④県障害福祉課担当者および障害者差別解消相談員でした。

○主な意見

①地域アドボケーターの周知方法について

【各地域の主な取組】

- ・市町広報誌に条例の内容や地域アドボケーター設置について掲載（湖西、湖東）
- ・事業所職員対象の虐待研修において地域アドボケーターの紹介をする。（甲賀）
- ・新しい民生委員や障害者団体との懇談会で地域アドボケーターを紹介する。（甲賀）

【意見に対する対応】

- ・県のHPを改善して、地域アドボケーターの情報にアクセスしやすいようにする。
- ・地域アドボケーターを紹介する啓発物品を作成し、広く周知する。
- ・地域アドボケーターや相談員が対応した事例について周知する手法について検討する。

②地域アドボケーターのバックアップ体制について

【各地域の主な取組】

- ・高島市障がい者差別解消支援地域協議会に地域アドボケーター2名に入ってもらいたいと考えている。（湖西）
- ・地域アドボケーターの業務にある「障害に係る理解促進」は市と協力して周知活動をしていく。（甲賀）
- ・地域アドボケーターの対応マニュアルを関係者にも配布し、地域アドボケーターの活動の理解促進を図るとともに、地域自立支援協議会の権利擁護部会において地域アドボケーターの活動を支える。（湖北）

【意見に対する対応】

- ・定期的な研修会、情報交換会の開催を通じて、地域アドボケーターの取組を継続して支援する。
- ・各地域においても地域アドボケーターを支える体制整備について検討いただきたい。

③地域アドボケーターの活動について

【意見に対する対応】

- ・研修会、情報交換会において、他の圏域の地域アドボケーターの取組を紹介する。
- ・地域アドボケーター間の連携のあり方について検討する。

(4) 普及・啓発活動

この条例は障害者差別を解消し、共生社会の実現を目指すものであるため、県民・事業者の方々に広く周知を図り、条例の内容や障害に関する理解を深めていただくことが重要と考えています。

このため、条例や平成28年4月から施行された障害者差別解消法についての研修や説明会の実施、条例の内容を分かりやすく解説したパンフレットの配付、各種媒体を用いた広報、各種イベント等における重点的な広報活動、周知、条例のガイドライン等により周知・啓発を図っています。

ア 条例フォーラム等の実施

条例や障害者差別解消法について、県民、企業、市町、関係団体等を対象としたフォーラムを開催し、条例や法の趣旨の周知・啓発を図っています。

○第1回（南部会場） 7月15日 滋賀県庁新館7階大会議室 104人参加

「基調講演」滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例と「障害の社会モデル」について

講師：尾上浩二氏（NPO法人DPI日本会議 副議長、条例検討専門分科会委員）

「シンポジウム」：共に学び、共に生きる

登壇者：チームかなこ 北村佳那子氏、山崎秀子氏 尾上浩二氏

○第1回（北部会場） 7月28日 滋賀県立男女共同参画センター大ホール 144人参加

「基調講演」滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例と「障害の社会モデル」について

講師：北野誠一氏（NPO法人おおさか地域生活支援ネットワーク理事長、滋賀県障害者施策推進協議会会長、条例検討専門分科会委員）

「講演」：触常者という生き方 ～無視覚流ライフを楽しむ～

講師：広瀬浩二郎氏（国立民族学博物館准教授）

「対談」：障害とは何か～障害の社会モデルを通じて考える～

登壇者：広瀬浩二郎氏、北野誠一氏

○第2回 3月14日（土）コロナ感染症対策にて中止しました。

イ 出前講座（研修・説明会実績）

条例の内容や障害理解を深めるため、企業・学校・自治会などの研修会等に相手方のリクエストに応じて、専門家や障害当事者を講師として派遣するなど、啓発を行いました。

区分	回数	主な開催先等	参加人数
国の関係機関	1	国立印刷局	260
県の関係機関	7	滋賀県警／警察学校 県消費生活相談員 等	417
市町の関係機関	7	健康福祉事務所長 栗東市人権啓発委員 等	355
教育機関	5	水口東高校 長浜北星高校 等	360
事業者	4	県信用保証協会等	240
関係団体	38	ステップアップ21、自閉症協会 等	2, 232
自治会	2	亀山ニュータウン 東近江蒲生地区	370
その他	2	県条例フォーラム JDF 全国フォーラム	170
合計	66回		4, 404人

ウ ガイドラインの周知

条例に基づき、民間事業所等が行う合理的配慮の望ましい事例等を示すとともに、条例の目的や内容（不利益取扱いの禁止等、相談、助言・あっせん等の考え方など）を盛り込んだガイドラインを作成（令和元年12月）しており、滋賀県障害福祉課のホームページでの広報・周知を行っています。

エ 条例パンフレットの配布

条例の概要を説明したパンフレットを滋賀県内各保健所や市町窓口で配布しています。
また、滋賀県障害福祉課のホームページでの広報・周知を行っています。

オ 合理的配慮の助成事業

障害を理由とする差別の解消を推進するため、事業者や地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用を助成しました。

種別	内容	令和元年度実績（件）
コミュニケーションツールの作成	点字メニュー、チラシの音訳、コミュニケーションボードなど（上限額3万円）	筆談ボード175件 (内訳) 別記※
物品の購入	折りたたみ式スロープ、高さ可動式テーブルなど（上限額5万円）	スロープ3件 車椅子1件 可動式テーブル1件 助聴器1件
合計		181件（申請153件）

※筆談ボード実績内訳

地域 種別	大津	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	合計
不動産	1							1
飲食	3	1		3	1			8
美容	1	1	3		1			6
観光	2	6	4	6	7	5	8	38
小売		2			4			6
宿泊		1	1		1			3
医療	32	30	10	17	8	11	4	112
その他		1						1
合計	39	42	18	26	22	16	12	175件

4 課題に対する今後の取組

(1) 事業者・県民への普及・啓発等について

ア 相談体制等について

条例に基づき相談体制を整備した令和元年度下半期に、障害者差別解消相談員が受け付けた新規相談件数は計58件でした。条例施行前は、市町や県教委・県警等含めた県全体での年間相談件数が40～50件程度でしたので、条例ができたことにより相談件数が大きく伸びたと言えます。

しかし、まだまだ条例の内容や相談窓口についての周知が不足していると考えています。相談窓口のことを知らないために相談ができない人や、相談の対象となるようなことが身近に起きていても条例や法のことを知らず、あきらめている人もいると考えられます。

相談窓口の更なる周知を行うとともに、相談者から信頼される相談先となるよう、その実効性を高めるための取組を重ねていきたいと考えています。

イ 事業者・県民へのはたらきかけ

相談を受け、差別をしたとされる側に不適切な対応があったと認められる場合には、原則としてその当事者や事業者に対し、速やかに事実確認を行うこととしています。

事業者へ確認を行うと、障害のある人への誤解や差別解消のための理解が不十分なため、不適切な対応につながっていると考えられる場合が多いのが現状です。

事業者への対応改善をはたらきかけていくことはもちろんですが、事業者に対し好事例を発信したり、従業員向けの研修を実施したりするなど、事業者や業界全体に向けた啓発の機会を増やし、「点から線へ、線から面へ」つないでいく取組をますます強化していくことが必要だと考えています。

また、条例では、民間事業者への合理的配慮の提供を「義務」とするとともに、個人に対しても差別の禁止や合理的配慮の提供を義務付けるなど、法以上の対応を求めています。これまで以上に周知・啓発が重要と考えています。「障害の社会モデル」の考え方や条例の理念が広く、県民や事業者の皆さんに浸透するよう取り組んでいきます。

(2) 関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について

ア 地域アドボケーターの機能強化

差別を受けていてもあきらめていた、当たり前のこととして受け止めてきた障害のある方に寄り添い、埋もれていた差別を「見える化」して、障害者差別解消相談員につなぐ役割を担う、地域アドボケーターを設置しました。

この地域アドボケーターは、滋賀県独自の取組であり、条例の実効性を担保する核となる存在であると考えています。引き続き、地域アドボケーターの周知に努めるとともに、今後も、研修会や情報交換会を定期的開催し、スキルの向上や、関係者間での連携を深め、障害者差別の解消に努めていきます。

イ 市町、関係機関等との連携強化

障害者差別解消法では、地方自治体に障害者差別に関する相談窓口を設置することが求められています。県内の各市町においても相談窓口が設置されており、基本的には既存の機関（ほとんどは障害福祉担当課）で対応がなされているところです。県では条例に基づき、専門の相談窓口を設置しましたが、障害者差別の解消＝障害のある方の生活改善と考えると、市町との連携は必要不可欠であると考えています。

県に寄せられる相談の内容も差別に関する以外のものも多く、特に、障害のある方への生活支援が必要なものがあり、こうした場合の市町や福祉関係機関での連携方法についても今後の課題と考えられます。

こうした様々な相談についても幅広く対応し、適切な情報提供や関係機関への引き継ぎを行っていくことが必要なため、今後も必要に応じて市町や滋賀県の関係機関、既存の各種相談窓口、市町との関係構築や連携強化を一層進めていく必要があります。

(3) 最後に

平成28年4月に施行された障害者差別解消法は、障害者への差別を解消していくための努力を、社会全体で積み重ねていくことを理念として掲げ、行政機関や民間事業者に対し、障害のある方への「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」を求めました。

滋賀では平成31年4月に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を施行し、法以上の義務付けを行うことにより、もう一段の取組を行っていくべくスタートを切りました。

「差別」は人の生活を脅かし、尊厳や人権を傷つける、決して許されない行為です。

一方で、障害者差別は、障害に対する理解不足などから、無意識のうちに差別的な対応をしてしまうケースも多くみられます。また、入り組んだ背景を持ち、簡単には「解消」しない場合もあります。

それだけに、障害者差別の解消に「特効薬」はなく、理解不足や入り組んだ問題を解決していくためには、もどかしくとも、一人ひとりが正しい知識を身に付け、できることを積み上げていくしかないのではないかと考えます。

そのためにも県民一人ひとりが、条例に定義している「障害の社会モデル」の考え方を理解し、社会のあり方を変えようと努力し続けること、そして、障害について自分の事として捉えることが重要であると考えます。

参考資料 条例第2条の定義における差別の分野別規定

類 型	定 義
ア 教育	<p>教育を行う場合において、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>(ア)その年齢及び特性を踏まえた教育をが受けることができるようにするための適切な必要な指導及び支援を行わないこと。</p> <p>(イ)障害者及びその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。)への意見聴取及び必要な説明を行わず、またはこれらの者の意見を尊重せずに、当該障害者を就学させるべき学校(同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)およびは特別支援学校(小学部および中学部に限る。)をいう。)を決定すること。</p>
イ 労働・雇用	<p>労働者の募集し、または採用する場合等において、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>(ア)障害者の応募または採用を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。</p> <p>(イ)賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について不利益な取扱いをすることまたは解雇すること。</p>
ウ 商品の販売またはサービスの提供分野	<p>商品またはサービスを提供する場合において、これらの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと</p>
エ 福祉分野	<p>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、当該福祉サービスの提供を拒み、もしくは制限し、またこれに条件を付すこと。</p>
オ 障害福祉分野	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、意に反して同項に規定する施設もしくは同条第11項に規定する障害者支援施設に入所させようとし、または同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居に入居させること。</p>
カ 医療分野	<p>医療を提供する場合において、当該障害者に対して、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>(ア)医療の提供を拒み、もしくは制限し、又はこれに条件を付すこと。</p> <p>(イ)意に反して、長期間の入院による医療を受けることを強制し、または隔離すること。</p>
キ 建物・公共交通分野	<p>不特定かつ多数の者が利用する建物その他の施設または公共交通機関において、これらの利用を拒み、もしくは制限し、またこれに条件を付すこと。</p>
ク 不動産取引分野	<p>不動産の取引を行う場合において、不動産の売却もしくは賃貸、賃借権の譲渡もしくは賃借物の転貸を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
ケ 地域活動分野	<p>県民が地域における活動を行う場合において、当該活動に参加することを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
コ 情報の提供分野	<p>情報の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
サ 意思表示の受領分野	<p>意思の表示を受けることを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
シ その他	<p>アからサまでに掲げるもののほか、不利益な取扱いをすること。</p>

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会委員

(任期：2019年10月11日～2021年10月10日) (50音順・敬称略) ※R2.3.31時点

構成機関等	役職	氏名
滋賀県特別支援教育研究会	会長	井上 照美
滋賀県市長会	栗東市福祉部長 兼福祉事務所長	宇野 茂樹
(特非)滋賀県精神障害者家族会連合会	副理事長	小山 万亀子
(公社)滋賀県手をつなぐ育成会	理事長	崎山 美智子
滋賀県障害者自立支援協議会	彩社会福祉士事務所代表	坂本 彩
滋賀県商工会議所連合会	びわこ花街道代表取締役	佐藤 祐子
(特非)滋賀県社会就労事業振興センター	理事長兼センター長	城 貴志
滋賀県精神保健福祉士会	障害者相談・生活支援センター やすらぎ	杉山 更紗
滋賀県中小企業家同友会	理事・ユニバーサル委員長	田井 勝実
滋賀弁護士会	弁護士	竹下 育男
(社福)滋賀県社会福祉協議会	副課長	谷 佳代
龍谷大学	准教授	樽井 康彦
(公財)滋賀県身体障害者福祉協会	会長	中村 裕次
滋賀県精神科診療所協会	副会長	檜林 理一郎
滋賀県医師会	理事	堀出 直樹
(社福)滋賀県聴覚障害者福祉協会	湖北みみの里所長	松本 正志
長浜米原障がい者自立支援協議会	権利擁護部会部会長	美濃部 裕道
(特非)滋賀県難病連絡協議会	副理事長	山根 寿美子
(社福)滋賀県視覚障害者福祉協会	副会長	山野 勝美
(特非)JDDnet 滋賀	理事長	脇阪 恭明

地域アドボケーター名簿

(任期：2019年10月1日～2021年9月31日) (敬称略) ※R2.3.31時点

圏 域	所属または居住市町	氏 名
大津地域	滋賀県大人の発達障害者の会 niwaniwa	佐藤 信吾
	大津市障害児者と支える人の会	菅原 美代子
	ピアサポートWISH	福山 勝広
	脳外傷友の会	森岡 治美
	大津市ろうあ福祉協会	山口 健二
	障害者差別のないおおつをめざす会	中川 佑希
湖南地域	(特非)草津市心身障害児者連絡協議会	河副 健一
	守山・栗東障害者相談支援センターみらいく	太田 珠美
	医療法人周行会地域生活支援センター風	節木 哲也
甲賀地域	甲賀・湖南成年後見センターぱんじー	桐高 とよみ
	甲賀市	橋本 善信
	さわらび福祉会	金子 秀明
	湖南市	小野 和雄
東近江地域	近江八幡市	喜多川 みどり
	東近江市	夏原 稔
	竜王町	澤井 きよ
湖東地域	(特非)障害者自立支援センター葦の舟	片岡 博
	彦根市	岸田 清次
	彦根市	川並 正幸
	多賀町	柴田 勝義
湖北地域	長浜市身体障害者相談員	酒井 なつ
	(社福)ぽてとファーム事業団	佐野 武和
	米原市聴覚障害者協会	田邊 理恵子
	長浜市手をつなぐ育成会	高田 峰子
高島地域	高島市	松本 良平
	高島市	谷口 まゆみ